

役員報酬等規程

社会福祉法人一羊会

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人一羊会の役員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員の職務執行の対価として支払われる。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長、理事及び監事が理事会に出席したときは、理事会出席に関わる報酬として6,000円を理事会ごとに支給する。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び事業所運営のために業務にあたった場合は、時給1,500円を支給することができる。

2 理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び事業所運営のために業務にあたった場合は、1人あたり年間100,000円を超えない範囲で、1日6,000円を支給することができる。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

3 監事による決算時の定時監査、及び特別な業務を要する監査に対しては、2項の報酬と合わせて1人あたり年間100,000円を超えない範囲で、1回につき25,000円を監査報酬として支給することができる。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、第4条に定める報酬のほか、旅費等として、交通費・宿泊費・食費の実費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 法人職員と役員を兼務し、職員としての給与が支給されている者については、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2017年 4月 1日より適用する。